

## 今後のスケジュールについて

別添 2

令和5年度における基本方針変更後のスケジュールは、次のとおりです。

時 期	事 項	備 考
夏頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更後の基本方針を踏まえた、国等職員対応要領、事業者のための対応指針の改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体等職員対応要領<sup>※1</sup>についても、変更後の基本方針を踏まえた改定作業をお願いいたします。</li> <li>・変更後の基本方針第5「1 相談及び紛争の防止等のための体制の整備」を踏まえた相談等の体制整備をお願いいたします。</li> </ul>
秋以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者・国民への改正法、基本方針、対応指針等の広報・周知（改正法に関する説明会の開催等）</li> <li>・障害者差別の解消に向けた相談窓口試行事業<sup>※2</sup>の実施（令和5年度・6年度の2か年事業）</li> </ul>	
令和6年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法の施行</li> </ul>	

※1 地方公共団体等職員対応要領は努力義務。

※2 相談窓口試行事業においては、障害者や事業者、地方公共団体等からの相談に対して適切な相談窓口につなぐ役割を担う相談窓口を試行する予定。